

■官有地下戻記念碑 解説文

中世春日氏統治の頃から陣馬平山北側一帯の山林原野282町歩（282ヘクタール）余りは、周辺旧十カ村（土祖山、下祖山、坪根、倉並、五十平、古間、橋詰、瀬脇、岩草、念仏時）の入会地（共有地）であった。

時を経て明治維新となり、明治政府は財政の基礎を確立するため明治6年地租改正条例を公布し、明治8年条例による土地丈量取調届けの際に、時の戸長が文言を官有地と誤記したため、何百年來その権利を行使してきた入会地は一朝にして官有地になり住民の立ち入りが禁止されてしまった。

住民は大変驚き、官有地下戻しの運動が関係村内に沸き起こり、官庁に幾度と民友共有地回復の請願書を提出したが採択されなかった。

以後、明治32年に「国有地森林原野下戻法」が發布され、再度下戻申請書を提出、ようやく明治36年3月5日農商務大臣より「官有原野下戻し」の許可を得た。

この記念碑は、関係村が一丸となり、心血を注いで貫徹した入会下戻し運動を永遠に記念し、後世に伝えるため明治39年11月建立されたものである。

平成19年10月 長野市観光課

